

居宅介護支援（ケアマネージメント）

重要事項説明書

アメニティ西岡水源池ケアプランセンター

重要事項説明書

1 事業所の概要

事業所名	社会医療法人 恵和会 アメニティ西岡 水源池ケアプランセンター		
事業者指定番号	0160590071		
住所	札幌市豊平区西岡4条13丁目17-1		
電話番号	011-584-0702	FAX番号	011-584-1360
管理者	南川 喜博		
サービス提供地域	札幌市全域		

2 事業所の職員体制

職 種	人 員
管理者（主任介護支援専門員）	1名（常勤）
主任介護支援専門員	1名（常勤）以上
介護支援専門員	3名（常勤）以上

3 サービス提供時間

区 分	平 日	土 曜 日
提 供 時 間	8：45～17：15	8：45～13：00

（注）日曜、祝日、年末年始（12/30～1/3）は休日となります。

サービス提供時間外についても相談支援が可能な体制をとっています。

尚、連絡先①が不通の場合、連絡先②へおかけください。

連絡先 ① 080-5584-5780

連絡先 ② 080-5584-4875

4 当事業所が提供するサービスと利用料金

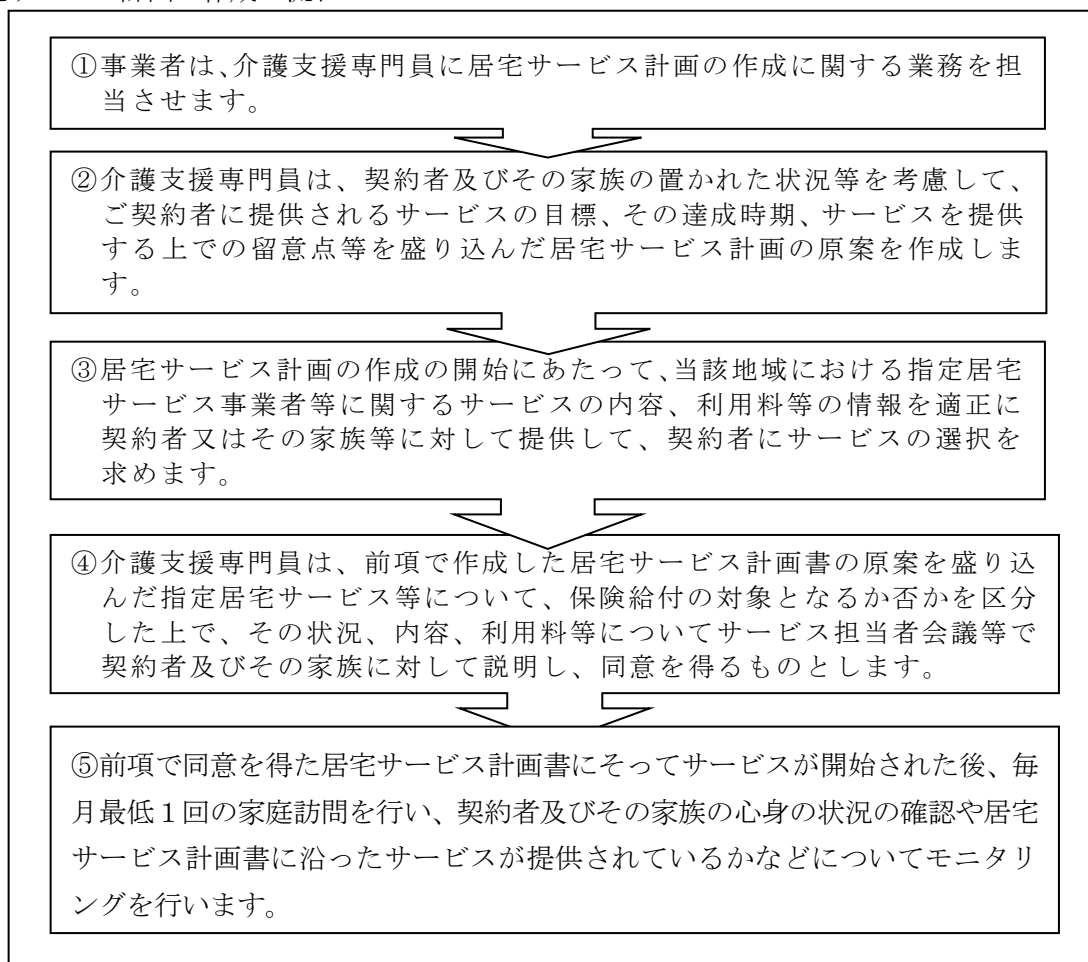
当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

（1）サービスの内容

①居宅サービス計画の作成

- ・契約者の自宅を訪問して、契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。
- ・契約者は、居宅介護サービスに位置付けられる居宅サービス事業者について、複数の事業所の紹介を求める事が出来ます。
- ・契約者は、居宅介護サービスに位置付けた居宅サービス事業者の選定した理由について求める事が出来ます。

<居宅サービス計画の作成の流れ>



②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③居宅サービス計画の変更

契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④他の機関との連携

必要に応じて、市町村、他の指定居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、介護保険施設、指定特定相談支援事業者等との連携を図ります。

(2) サービス利用料金

- ① 居宅介護支援については介護報酬の告示上の額とし、原則として全額保険給付で、自己負担はありません。(法定代理受領)
- ② 居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱うことが適当と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬の算定を行います。
- ③ サービス提供地域外への訪問につきましては、実費交通費を現金でお支払い頂きます。
- ④ 契約者の介護保険料の滞納などにより、保険給付が直接当事業者に支払われない場合には、以下の費用の全額を負担して頂きます。なお当事業所より発行する「サービス提供証明書」を居住区の区役所窓口へ提出しますと払い戻しを受けられることがあります(償還払い)。

	単位数	自己負担額
居宅介護支援費(要介護1、2)	1,086単位	0円
居宅介護支援費(要介護3～5)	1,411単位	0円
特定事業所加算Ⅱ	421単位	0円
初回加算	300単位	0円
入院時情報連携加算(Ⅰ)	250単位	0円
入院時情報連携加算(Ⅱ)	200単位	0円
退院・退所加算(Ⅰ)	450単位/600単位	0円
退院・退所加算(Ⅱ)	600単位/750単位	0円
退院・退所加算(Ⅲ)	900単位	0円
通院時情報連携加算	50単位	0円
緊急時等居宅 カンファレンス加算	200単位	0円
居宅支援ターミナルケア マネジメント加算	400単位	0円

* 指定居宅介護支援に要する費用は、厚生労働省が定めた介護報酬単位に地域区分割合を乗じた金額になります。

5 サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替

① 事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

② 契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。

ただし、契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

(3) 介護支援専門員の通知

事業者は、契約者又は家族に対し、契約者が入院する必要がある際には、担当の介護支援専門員の氏名及び事業所の連絡先を入院先の病院又は診療所に通知することを求めます。

6 当事業所のサービスの方針等

- ・ 地域における医療・福祉・介護が総合的に提供され、利用者がその人らしい在宅生活を送れるよう一緒に考えていきます。
- ・ 特定事業所加算Ⅱ事業所として公正中立性を確保し、サービス提供主体からも実質的に独立した事業所であり、主任介護支援専門員を配置し利用者に適切に対応できる体制が整備されています。
- ・ 前期（3月1日から8月末日） 後期（9月1日から2月末日）のいずれか直近の期間において作成された居宅サービス計画の総数に位置付けられた訪問介護等ごとの割合のうち、同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合について「別紙：当事業所における訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の利用割合について」を示し、説明します。

7 秘密保持等

事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するうえで知り得た契約者又はその保証人等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

8 事故発生時の対応方法

事業者、介護支援専門員又は従業者が、居宅介護支援を提供する上で事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。事故が生じた際には、その原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。事業所に連絡するとともに、利用者の主治医又は医療関係者への連絡を行い、医師の指示に従います。

9 苦情対応・相談窓口

サービスに関する苦情は以下のように対応いたします。

- (1) 苦情があった場合は、ただちに連絡をとり、訪問等で詳しい事情を聞き、内容について明確に把握します。
- (2) 早急に対応策を検討し、居宅サービス計画の修正等適切な対応を行ない、契約者および家族への説明を行ないます。
- (3) 必要があれば管理者を含め検討し対応します。
- (4) 苦情内容・対応方法等について記録を保管し、再発の防止に努めます。
- (5) 苦情の内容が調査を必要としないと認められる場合は、契約者および家族の理解が得られるよう説明に努めます。

○ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にご連絡願います。

当事業所の苦情等の 相談受付	電話番号 011-584-0702 FAX番号 011-584-1360 管 理 者 南川 喜博 対応時間 平日8:45~17:15
-------------------	---

○ 苦情の相談を受け付ける公的機関は下記の通りです。

各 区 役 所	お住まいの区役所 保健福祉課
札 幌 市	保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課 電話番号 011-211-2111 (代)
北海道国民健康保険 団体連合会	総務部 介護・障害支援課 企画苦情係 電話番号 011-231-5161 (代) 受付時間 平日9:00~17:00

10 損害賠償責任

契約者に対するサービスの提供にあたって、事故が発生し、ご契約者またはそのご家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに損害を賠償します。

1.1 緊急時等における対応方法

- (1) 訪問中に契約者の病状に急変や緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとします。
- (2) 訪問中に天災その他の災害が発生した場合、担当者は必要により契約者の避難等の措置を講じる他、管理者に連絡の上その指示に従い対応します。

1.2 虐待の防止・予防について

利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待の防止に関する次の措置を講じます。

- (1) 虐待防止検討委員会を設置し、委員会の責任者は管理者とします。
- (2) 虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待が疑われる事案が発生した際には速やかに市町村の窓口に通報を行います。また市町村等が行う虐待等に対する調査等にも協力をいたします。
- (3) 虐待の未然防止・早期発見・再発防止・迅速かつ適切な対応をするための介護支援専門員への研修を開催します。